

**11月は児童虐待防止月間  
「あなたのもしや？」  
が子どもを救う！**

**問**子育て支援課（子ども家庭支援班）  
☎773-6822  
南魚沼児童相談所  
☎770-2400  
児童相談所全国共通ダイヤル（夜間・休日）  
☎189いちややく

全国的に児童虐待の件数が増加し、悲惨な事件も多発しています。虐待をしてしまう親の多くは、最初から虐待をするつもりはなく、ささいなことが少しずつ積み重なって虐待につながっていきます。「気にかかる親子」がいたら、ご連絡ください。秘密は厳守します。

子どもを虐待から守るために

- ・「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）
- ・「しつけのつもり…」は言い訳（子どもの立場で判断）
- ・親の立場より子どもの立場（命）が最優先

虐待は、あなたの周りでも起こり得ます。特別なことはありません。あなたの気づきが子どもを救います。

**「おいしい食べきり運動」  
を実践しましょう**

**問**廃棄物対策課  
☎782-0339

国内で食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）の量は、年間約621万トンで、世界食糧援助量の約2倍もあります。

食品ロスを減らす取組みとして、南魚沼市、魚沼市、湯沢町では共同で「おいしい食べきり運動」を実施しています。

一人ひとりができることに取組み、ごみの減量化にご協力ください。

- ・家庭では、適量調理でいつも完食する
  - ・学校では、給食は毎日残さずしっかり食べる
  - ・外食時は、食べられる分だけ注文する
  - ・宴会では開始後15分間と閉会前10分間は、自席で料理を楽しむ
- 啓発用ポケットティッシュを11月1日(木)から各庁舎窓口
- に配置しています。ぜひお持ちください。

**高齢者や要配慮世帯の  
住宅除雪援助事業**

**問**福祉課 高齢福祉係  
☎773-6667

住宅屋根の除雪を自力で行うことが困難な高齢者や障がい者などの世帯を対象に、除雪費を援助します。

**対**65歳以上の高齢者のみの世帯、世帯主が身体障がい者手帳（1級〜4級）の交付を受けている世帯、配偶者のいない女性と中学生以下の子どものみ世帯

**対象とならない世帯**

- ・生活保護を受けている（生活保護費で対応）
- ・市・県民税（所得割）の課税世帯

- ・親族などから除雪作業への直接的な労力の支援、それに代わる金銭的な支援を受けることができる（1親等の親族が近隣に居住している場合は制限あり）
- ・世帯員のいずれかが、市・県民税などで市内に居住する人の扶養となっている
- ・3か月以上対象住宅を不在とする（1か月を超えて不在とする場合は制限あり）

**対象となる除雪**

実際に居住している住宅の人力による屋根雪の除雪作業（合計24時間以内）

※雪下ろしができる、アングルの設置された金属屋根や瓦屋根などが対象。自然落雪式や融雪式の屋根は原則対象外

**利用者負担**

400円/時間

※別途、費用がかかる場合があります

**甲**作業前に、地域の民生委員

・児童委員を通じて福祉課に申請書をご提出ください。  
平成29年度に本事業を利用した人は、民生委員・児童委員が訪問調査を実施します。

**乙**作業後に除雪内容が確認できる写真をご提出ください。

**救急医療情報キットを  
配布しています**

**問**福祉課 高齢福祉係  
☎773-6667

「救急医療情報キット」は、緊急時に必要な医療情報を、冷蔵庫に保管するためのものです。救急車を呼んだ時など

に、かかりつけ医や服薬情報がすぐにわかるため、迅速な救急活動に役立ちます。キットは無料で、次のとおり配布します。

- ①世帯員がすべて65歳以上で未配布の人には、11月〜平成31年3月に民生委員・児童委員が配布します。
- ②次に該当し配布を希望する人は、お問い合わせください。

・日中に65歳以上の人が在宅となる世帯で、認知症であるか、心臓疾患・脳血管障害の既往歴がある

・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかを持ち、一人暮らしか他の世帯員がすべて65歳以上

配布後に、医療情報などに変更があった場合は、民生委員・児童委員などの訪問時にお知らせください。  
災害時には、キットを持って避難してください。